

亀山市告示第124号

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年4月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第68号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第編16（12）4.イ第2項各号」を「附属第編第1章イ16（12）4.第2項各号」に改め、同条第3項中「得た額の3分の1」を「得た額の2分の1」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成28年度分の補助金の交付から適用する。